

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務官庁：財 務 省

海外預金の残高に関する報告書

( 年 月末)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報 告 者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 5. その他

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

責任者の氏名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_

1 報告通貨 (該当分に○)

イ. 円 (2. に換算方法を記入) ロ. 円以外 ( )

(( ) 内に通貨名を記入すること。)

2 外国通貨の本邦通貨への換算方法 (該当分に○。ハの場合には ( ) 内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>

( )

(単位：百万円・千通貨単位)

海外預金残高	
--------	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。

4 本省令別紙様式第15の1により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の2

により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高、および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。

5 原通貨により報告する場合は、通貨別に別葉にすること。

(日本産業規格 A 4)